

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会
第1回沖縄県新聞業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時 令和4年8月31日(水) 14:03~15:24

2 場所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 2階

3 出席者

公益代表委員 3名(岩橋培樹、上江洲純子、西村オリエ 敬称略)

労働者代表委員 3名(垣花尚(web)、大城陽、真栄里泰球 敬称略)

使用者代表委員 3名(嘉手川力、久保智将(web)、玉那覇紀宏 敬称略)

4 議題等

(1) 沖縄県新聞業最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出

(2) 沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程について

(3) 沖縄県新聞業最低賃金専門部会の審議日程について

(4) 最低賃金基礎調査結果報告について

(5) その他

5 議事要旨

(1) 沖縄県新聞業最低賃金専門部会長及び部会長代理の選出

公益代表委員の中から、西村オリエ委員が部会長、上江洲純子委員が部会長代理に選任された。

(2) 沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程について

事務局から、沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程案について説明が行われ、その後、全委員により承認された。

(3) 沖縄県新聞業最低賃金専門部会の審議日程について

事務局から、沖縄県新聞業最低賃金専門部会の審議日程案について説明が行われ、スケジュール調整等を経た上で承認された。

(4) 最低賃金基礎調査結果報告について

事務局から、令和4年度最低賃金基礎調査結果について説明が行われた。

(5) その他

事務局から、「令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」、「沖縄県新聞業最低賃金決定状況の推移」について説明が行われた。

以上

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県新聞業最低賃金専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	○ 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	西 村 才 里 工	弁 護 士
労働者代表委員	大 城 陽	琉球新報労働組合書記次長
	垣 花 尚	宮古毎日新聞労働組合副委員長
	真 栄 里 泰 球	沖縄タイムス労働組合 書記長
使用者代表委員	嘉 手 川 力	(株)沖縄建設新聞 専務取締役
	久 保 智 将	(株)宮古毎日新聞社 執行役員総務部長
	玉 那 覇 紀 宏	沖縄県経営者協会 総務部長兼企画調査部長
備考	発令年月日 令和4年8月31日 任満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 委員の配列は各側五十音順となっています は部会長、○は部会長代理	

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実地調査並びに参考人意見聴取)

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(委員の欠席等)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは審議経過を取りまとめ、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県新聞業最低賃金についての全ての審議が終了し、沖縄地方最低賃金審議会の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和4年8月31日から施行する。

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
9	4.8.31 (大会議室)	水						1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
10	9.7 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
11	9.8 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
12	9.13 (中会議室)	火						3回	(産業別) 額の調整(結審)	
	15:00							新聞業		
	9.13(火) ~28(水)								特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
13	9.15 (大会議室)	木						3回	(産業別) 額の調整(結審)	
	15:00							自動車(新車)小売業		
	9.15(木) ~9.30(金)								特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
14	9.16 (大会議室)	金						3回	(産業別) 額の調整(結審)	
	15:00							各種小売業		
	9.16(金) ~10.3(月)								特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
15	9.20 (大会議室)	火						3回	(産業別) 額の調整(結審)	
	15:00							糖類製造業		
	9.20(火) ~10.5(水)								特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
16	9.21、22 (大会議室)	水木						4回 15:00	(産業別) 額の調整(結審:予備日)	
17	9.28 (大会議室)	水	15:00		(産業別)額調整、(採決:予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合					
	9.28(水) ~10.13(木)									
18	10.6 (大会議室)	木	15:00		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/13(新聞)、9/15(自動車)、9/16(各種商品)、9/20(糖類)結審の場合)					
19	10.7 (大会議室)	金	15:00		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予備日) 異議申出内容にかかる審議(9/13(新聞)、9/15(自動車)、9/16(各種商品)、9/20(糖類)結審の場合)					
20	10.14 (中会議室)	金	15:00		異議審(各業種)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/28(各業種)結審の場合)					